

近年、水辺の観光やレジャー志向の高まりにより、船舶の利用が増えつつある信濃川や阿賀野川の下流域において、通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整や河川環境の保全等を図る目的で、河川法に基づく通航方法を平成22年3月1日に定め、適用することになりました。



河川内の限られた水面で、無秩序な水面利用が進み、船舶どうしの事故が起きたりする心配が高まってきました。



無神経な船舶の操縦によって、船が起こした波が親水護岸で遊んでいる人に迷惑をかけることがあります。



船が起こした波によって、自然河岸が削られ豊かな自然環境を壊してしまう危険性が出てきています。

河川は限られた狭い水面であるとともに、上流から下流へと一定の流れがあることや、橋などの構造物があるなど様々な河川特有の条件があります。そこで、信濃川・阿賀野川下流域における次の区域では、既存の海上交通法規に基づく通航方法に加え、河川特有の条件を踏まえ、新たに河川法に基づく通航方法を定めました。

信濃川・阿賀野川下流域における通航方法

既存の海上交通法規に基づく通航方法

(海上衝突予防法)

+

河川法に基づく河川特有の通航方法

(河川内で新たに通航方法を定める部分)

※信濃川・阿賀野川下流域の河川特有の通航方法の適用区間
信濃川：萬代橋から小阿賀野川合流点（関屋分水路含む）
阿賀野川：阿賀野川河口から早出川合流点